

契約保証に関する事項

1. 工事請負契約に係る契約保証について

(1) 落札者は契約の締結にあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。但し、契約保証金の納付に代えて、次の履行保証のいずれかの方法により落札者が選択して行うことができる。

- ①契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ②金融機関の保証
- ③保証事業会社の保証
- ④公共工事履行保証証券による保証
- ⑤履行保証保険契約の締結

※ 有価証券による担保の提供については当分の間行いません。

(2) 契約金額が150万円未満であり、かつ、請負者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金又は履行保証を免除する。

2. 設計業務委託等契約に係る契約保証について

(1) 落札者は契約の締結にあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。但し、契約保証金の納付に代えて、履行保証証券等を提出することができる。

3. 変更契約時の契約保証の取扱いについて

(1) 契約金額の変更増額により、契約の変更前の契約保証金の額が、変更後の請負代金の額の100分の7.5を上回り、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の額を当該契約の変更前の契約保証金の額とすることができます。

4. 工事請負契約等の前払保証について

(1) 履行保証のうち保証事業会社が行う契約保証については、前払保証と併せて行う。
(2) 前払金がない場合或いは、前金払のある工事等で、落札者が前金払を請求しない場合は、保証事業会社以外の履行保証となるのであらかじめ留意すること。

問い合わせ：企画財政課管財係
TEL 0224-53-2112(内線 222)